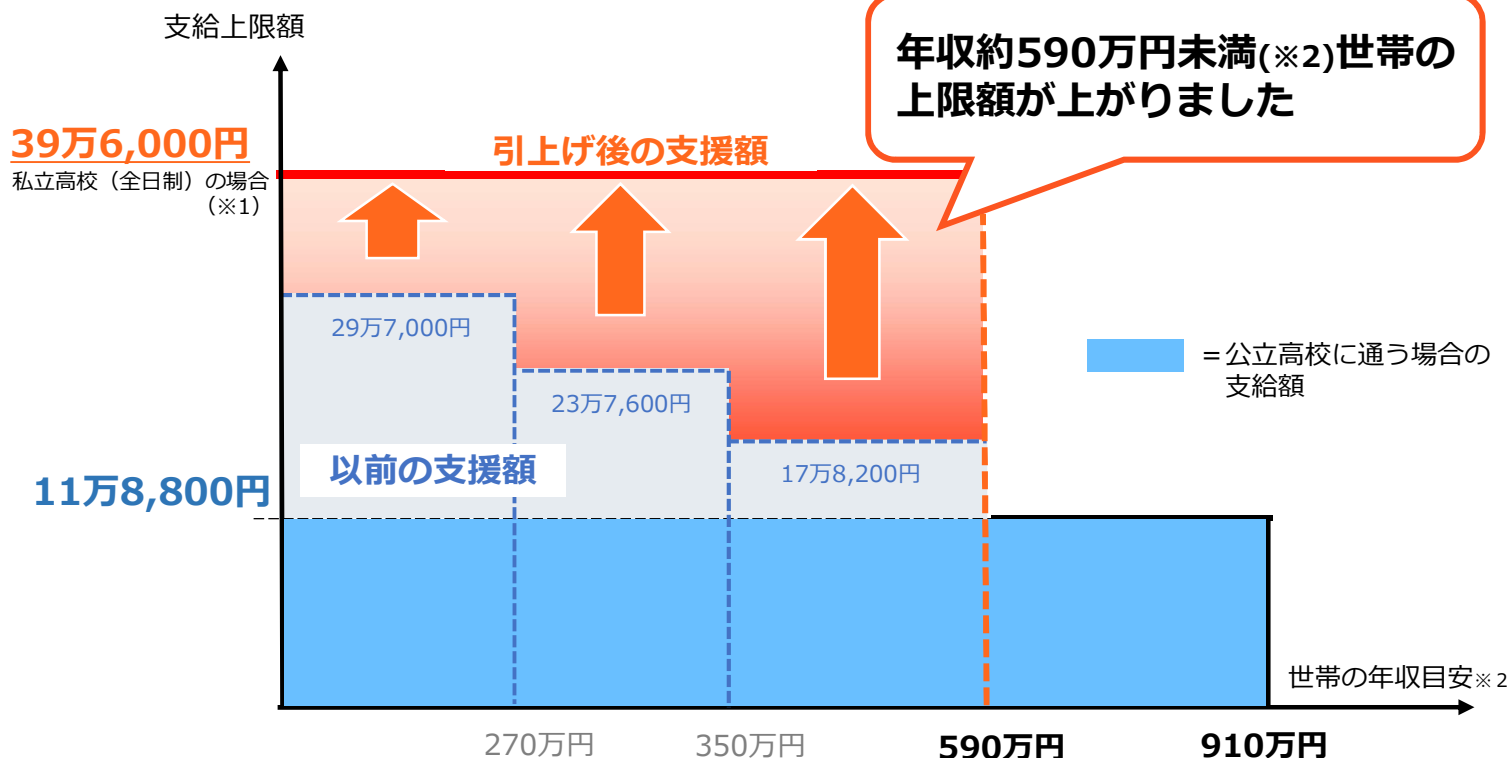


高校生の学びを支えます

高等学校等就学支援金

返還不要の授業料支援が受けられます。

令和2年4月から、私立高校生への就学支援金が大幅に拡充されました！
(私立高校授業料の実質無償化)



※1 私立高校（通信制）は29万7,000円

国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4600円が支給上限額

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安（家族構成別の年収目安は裏面下表参照）

 判定基準（裏面参照）を満たした、日本国内に住所を有する方が対象です。

※ 学校種：高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など

文部科学省のwebサイトには、
制度の最新・詳細情報、各都道府県担当連絡先などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索





お申込みについて

(新入生の皆さん)

入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。

(在校生の皆さん)

収入状況の届出を行う7月頃に学校から案内があります。

既にマイナンバーにより手続きをして、受給されている方は、マイナンバーカードの写し等の再提出は不要です（保護者に変更のある場合を除く）。



対象となる方の判定基準について

判定基準

○次の計算式（**両親2人分の合計額**）により判定

【計算式】

市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータルHP



上記による算出額 < **154,500円**

支給額：最大396,000円

(154,500円以上)
< **304,200円**

支給額：118,800円

(参考) 支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約950万円	～約640万円
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人（高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人の場合	～約1030万円	～約660万円
	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約1070万円	～約720万円
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約1090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校（全日制）の場合。

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。



お問合せについて

学校またはお住まいの都道府県へ

公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm



私立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm

